

自動車リサイクル法に係る
事前計画書（破碎業）の作成の手引

東京都環境局

令和3年5月

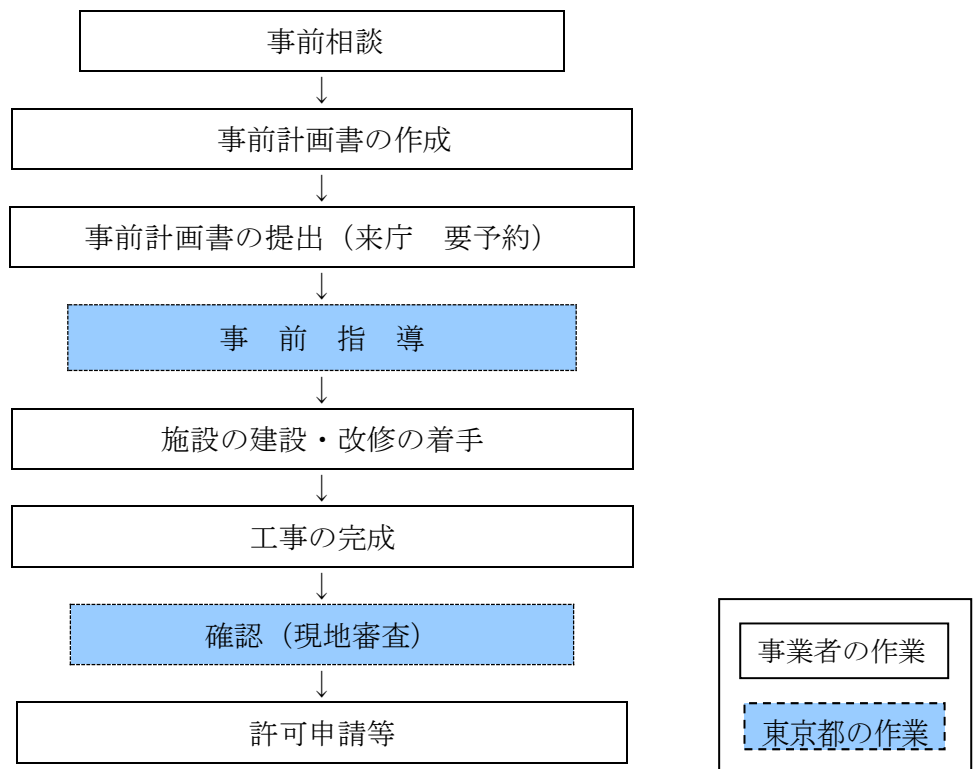
1 事前計画書の目的

事前計画書の提出は、事業の用に供する施設が許可基準に照らし妥当かどうかを許可申請に先立ち確認することにより、その後の手続を円滑にし、適切な事業の展開を確保することを目的としています。

この事前計画書（破砕業）作成の手引は、自動車リサイクル法に基づく破砕業の新規許可申請、更新許可申請、変更許可申請及び変更届（施設の拡張、移転、設備配置の大幅な変更のものに限る）に係る事前計画の手続を説明するものです。

2 事前計画の手続の流れ

事前計画書を提出していただき、施設の建設計画・改修計画が基準に適合していることを確認させていただきます。その後、施設の建設・改修等の工事に着手してください。工事の完成後、施設が計画書どおりであることを東京都が確認（現地審査）した後、許可申請書等を提出してください。



3 事前計画書の提出時期・有効期間

- 新規許可、変更許可又は変更届に係る事前計画書の提出は、事業の計画が具体的となり、施設の図面等が作成できた段階で提出してください。
- 更新許可に係る事前計画は、施設の現状についての図面や写真を添付して作成してください（必要な場合、施設の補修・改修の計画を作成してください）。提出時期は更新許可申請の6ヶ月より前から受け付けできます。更新時期は混雑が予想されますので、早めの提出をお願いします。

- 事前計画書の有効期限は提出から6ヶ月です。提出から6ヶ月以内に許可申請等を行ってください。ただし、施設建設等に相当期間を要し、期限内に許可申請が出来ない場合は建設工事の工程表を提出し、今後の予定を明記してください。事前計画書の提出後、なんら連絡もなく期限が過ぎた場合、前計画書は失効します。その場合は、許可申請に先立ち再度事前計画書の提出をしてください。

4 提出方法

- 事前計画書の提出は予約制で行っています。下記の提出先に連絡の上、来訪ください。
- 提出先

【23区の区域・島しょの区域】

東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 自動車リサイクル担当
電話03-5388-3571(直通)

【多摩の区域（八王子市、町田市を除く。）※】

東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当
電話042-528-2693(直通)

※八王子市又は町田市内で解体業を営む場合は、各市役所にお問合せください。

八王子市：八王子市役所廃棄物対策課 (電話) 042-620-7458
町田市：町田市役所資源循環課 (電話) 042-797-2733

- 事前計画は施設ごとに必要になります。施設が複数ある場合は施設ごとに（第1工場、第2工場、保管場所のように所在地が異なる事業所等の単位ごとに）作成してください。

5 提出書類一覧

提出書類	様式
破砕業事前計画書	(表紙)
共通書類	
(1) 事業概要等	共通様式1
(2) 事業所案内図(住宅地図・用途地域に関する図面)	共通様式2
(3) 施設の周辺図	共通様式3
(4) 施設に関する図面等	共通様式4、5
(5) 公害の防止等に関する説明書	共通様式6
(6) 標準作業書の概要	添付書類
(7) 関係法令についての書類	添付書類
業別様式	
(8) 施設の許可基準への対応状況(破砕業)	様式一破0～破4
※ 新たに施設を新設又は増設等行う場合、事業開始に対する周辺住民の理解について説明する資料を求めることがあります。	

※ 正副2部提出してください(副本は、正本のコピーでかまいません)。

6 提出書類の記載方法

(1) 事業概要等（共通様式1）

破砕業に関する事業について具体的に記載してください。

(2) 事業所案内図（案内図・用途地域に関する図面）（共通様式2）

申請された施設について、幹線道路・鉄道・その他目印、用途地域等を記載したもの（以下「施設の案内図等」という。）。なお、用途地域については「施設の案内図等」を複写し、当該案内図を用途地域ごとに色分けして添付してください。

(3) 施設の周辺図（共通様式3）

申請する施設の周辺状況が確認できる地図を添付してください。

(4) 施設に関する図面等（共通様式4、5）

① 処理フロー（破砕業の処理の流れ）（共通様式4）

○ 解体自動車の処理の実際の手順をフロー図にしてください。

② 施設配置（事業所内施設配置図）（共通様式5）

○ 解体自動車の保管場所、破砕機の設置場所、破砕残さの保管場所等の配置図を示してください。

○ 配置図の上で作業の流れを矢印「→」で表示するなどにより、前記①の処理フローの代わりとすることも可能です。

(5) 公害等の防止に関する説明書（共通様式6）

生活環境保全上の措置項目については、発生する恐れのある場所及び作業等について明示するとともに、その対策について整理してください。

(6) 標準作業書の概要（添付書類）

標準作業書の概要を記入してください。既に標準作業書が出来ている場合、その全文を添付することでこれに替えることも出来ます。

(7) 関係法令についての書類（添付書類）

次に掲げる法令の許可書の写し、又は申請書等の副本の写し（下記担当部署の受理印の押印されたもの。手続が完了していない場合、手続が不要であった場合は、担当部署・担当者・検討内容等の記載された議事録で可。）。

① 東京都環境確保条例に関する書類

・ 区、市：施設を建設する場所を管轄する、区・市の環境担当部署

- ・多摩地域の町村部：東京都多摩環境事務所環境改善課
- ・島しょ地域の町村部：東京都環境局環境改善部大気保全課

東京都環境局自然環境部水環境課

② 都市計画法、建築基準法に関する書類

- ・東京都都市整備局
- ・施設を建設する場所を管轄する、区・市の建築担当部署

③ 消防法等に関する書類

- ・施設を建設する場所を管轄する、消防署の担当部署

④ その他必要な書類

(8) 施設許可基準への対応状況 (様式一破0～破4)

① 様式一破0①

- 「施設の種類」の欄に掲げる施設の有無について記入してください。
- 施設の有無「有」の施設についてのみ「設備」、「仕様」の欄を記入してください。
- 「変更の有無」の欄は、更新許可、変更許可、変更届に係る事前計画の場合のみ記入してください (新規の場合は記入しないで下さい)。施設に係る設備の変更の有無を、前回の許可の時から、変更する設備について「変更あり」を、変更しない設備については「変更無」を記入してください。

② 様式一破0② (写真撮影箇所)

- 施設配置図に写真撮影箇所を明記して下さい。施設周辺 (AからD)、許可の標識 (①)、出入り口 (②)。
- 様式一破0①の「施設の有無」の欄で「あり」とした施設の設備について、③～の番号を付番し、撮影箇所を図面上明記してください。

③ 様式一破0③～ (写真)

様式一破0②に撮影箇所を示した写真を貼付してください。

④ 様式一破1～破4

様式一破1～様式一破4は、様式一破0①の「施設の有無」の欄で「有」の施設について記入してください。なお、施設についての設備に変更が無い場合は省略することができます。

作成については記入例をご参照ください。

※ ここでは事業を行うための場所を「施設」といい、「施設」を構成する工作物等を「設備」といいます。

- (例) 保管場所 (施設) の舗装やフェンス (設備)
- 解体作業場 (施設) の排水溝や屋根 (設備)

解体業・破砕業 事前計画書

東京都知事 殿

※申請者※

郵便番号 123-4567
 住所 東京都〇〇区◇◇町1-2-3
 氏名・名称 〇〇株式会社
 代表者氏名 代表取締役 東京 太郎
 電話番号 03-*****
 FAX番号 03-*****

業の区分	解体業 破砕業（プレス、せん断、破砕）
申請の区分	<u>新規許可</u> 更新許可 変更許可 変更届
事業所等の所在地	（事業所の所在地） 東京都〇〇区◇◇町1-2-3
	（事業所以外での保管場所の所在地） なし
所在地の用途地域	準工業地域
引取る使用済自動車等	（解体業）：使用済自動車 解体自動車 （破砕業）：解体自動車 その他（ ）
担当者	

■ 事業概要等

事業概要	<p>1 解体業者から解体自動車を引き取り、破碎機で破碎後、鉄、非鉄金属、ASRに分別</p> <p>2 鉄 ……電炉メーカーに売却 非鉄金属 ……商社に売却 ASR ……自動車メーカーの指定引取り場所に引渡</p> <p>3 解体自動車以外の破碎（産業廃棄物（金属くず）、有価金属スクラップ）</p>		
主な引取先 ※ 主要な事業者の名称、所在地をご記入ください。	(名 称)	(有) 東京〇〇解体	
	(所在地)	東京都□□市◇◇町1-2-3	
	(名 称)		
	(所在地)		
主な引渡し先 ※ 主要な事業者の名称、所在地をご記入ください。	(名 称)	鉄〇〇精錬所	
	(所在地)	東京都□□市△△町1-2-3	
	(名 称)		
	(所在地)		
廃棄物の種類 と処分先 (廃棄物の種類例) ◇ 破碎業 鉛蓄電池, タイヤ, 廃油, 廃液, 蛍光管, 廃車ガラ, 廃部品等 ◇ 破碎業 シュレッダーダスト 等	廃棄物の種類	名 称 所在地	
	シュレッダーダスト	(名 称)	鉄△△精錬所
		(所在地)	〇〇県□□市△△町1-2-3
		(名 称)	
		(所在地)	
		(名 称)	
		(所在地)	
		(名 称)	
		(所在地)	

備考：本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

■ 事業所位置（施設の案内図・用途地域に関する図面）

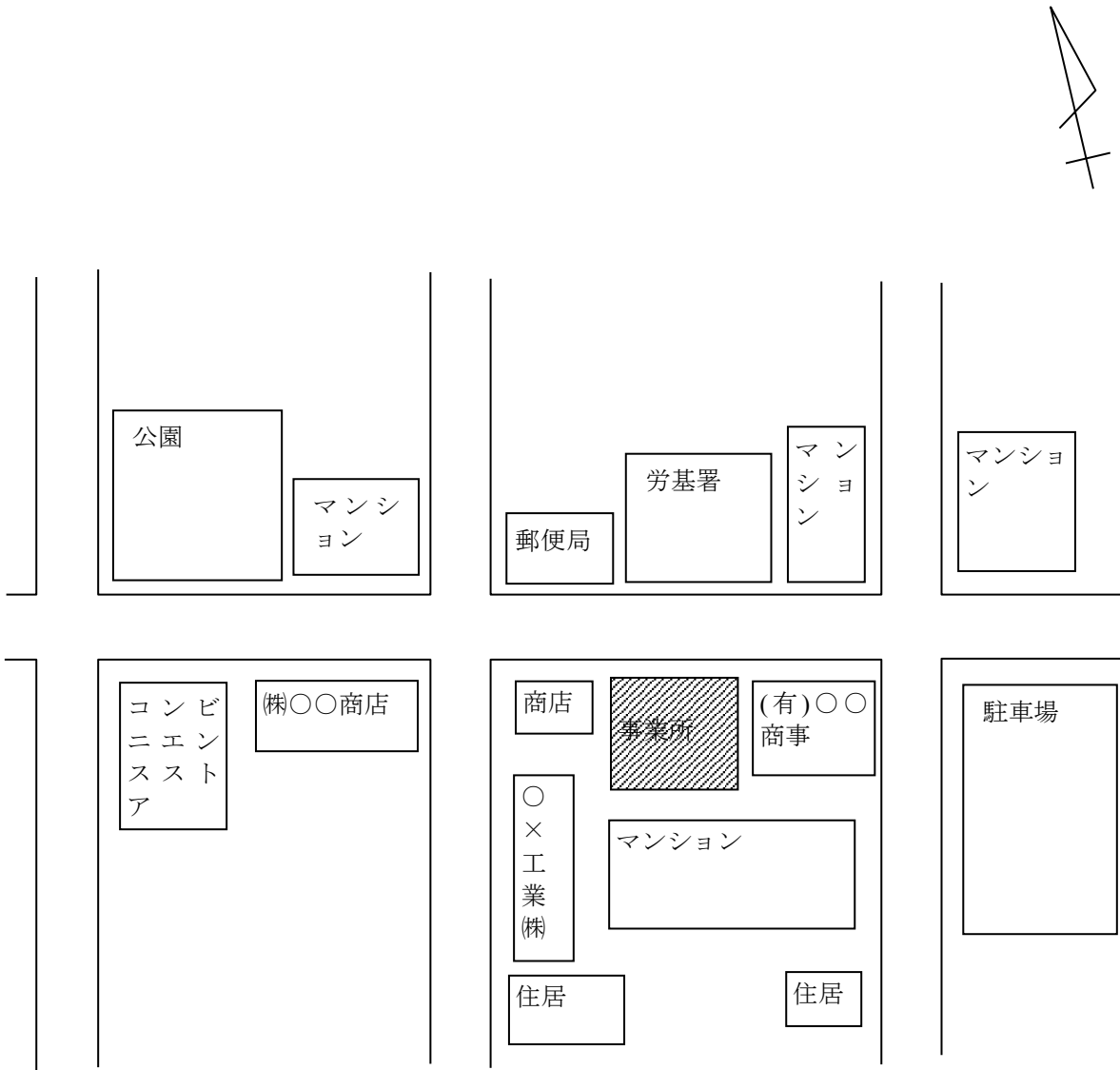
【施設の案内図・用途地域図】



- | | |
|--|--|
|  国道 |  商業地域 |
|  都道 |  準工業地域 |
|  施設等 |  一低層住宅専用地域 |
|  交差点名 | |
|  信号 | |

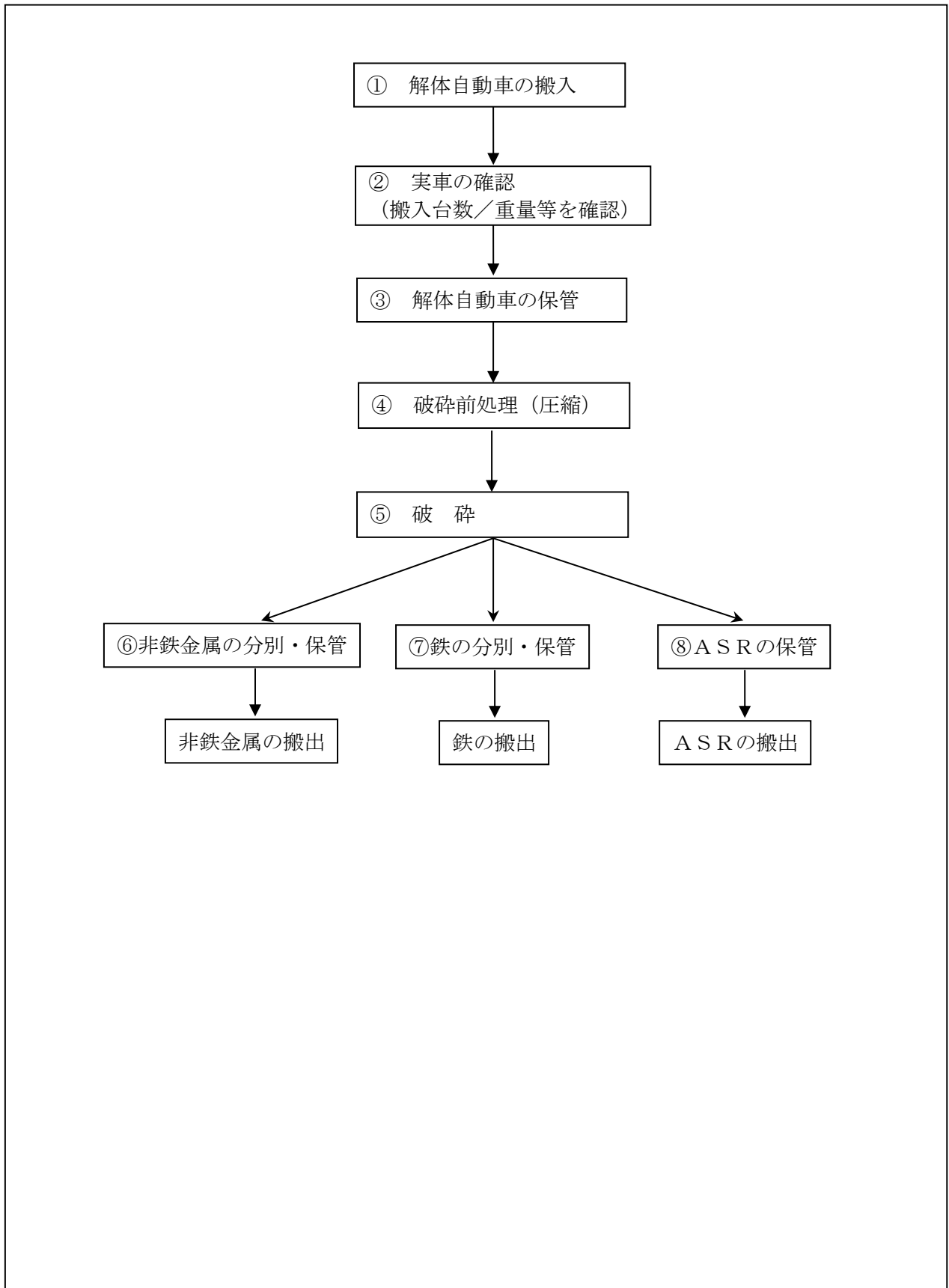
■ 事業所位置（施設の周辺に関する図）

【施設の周辺図】



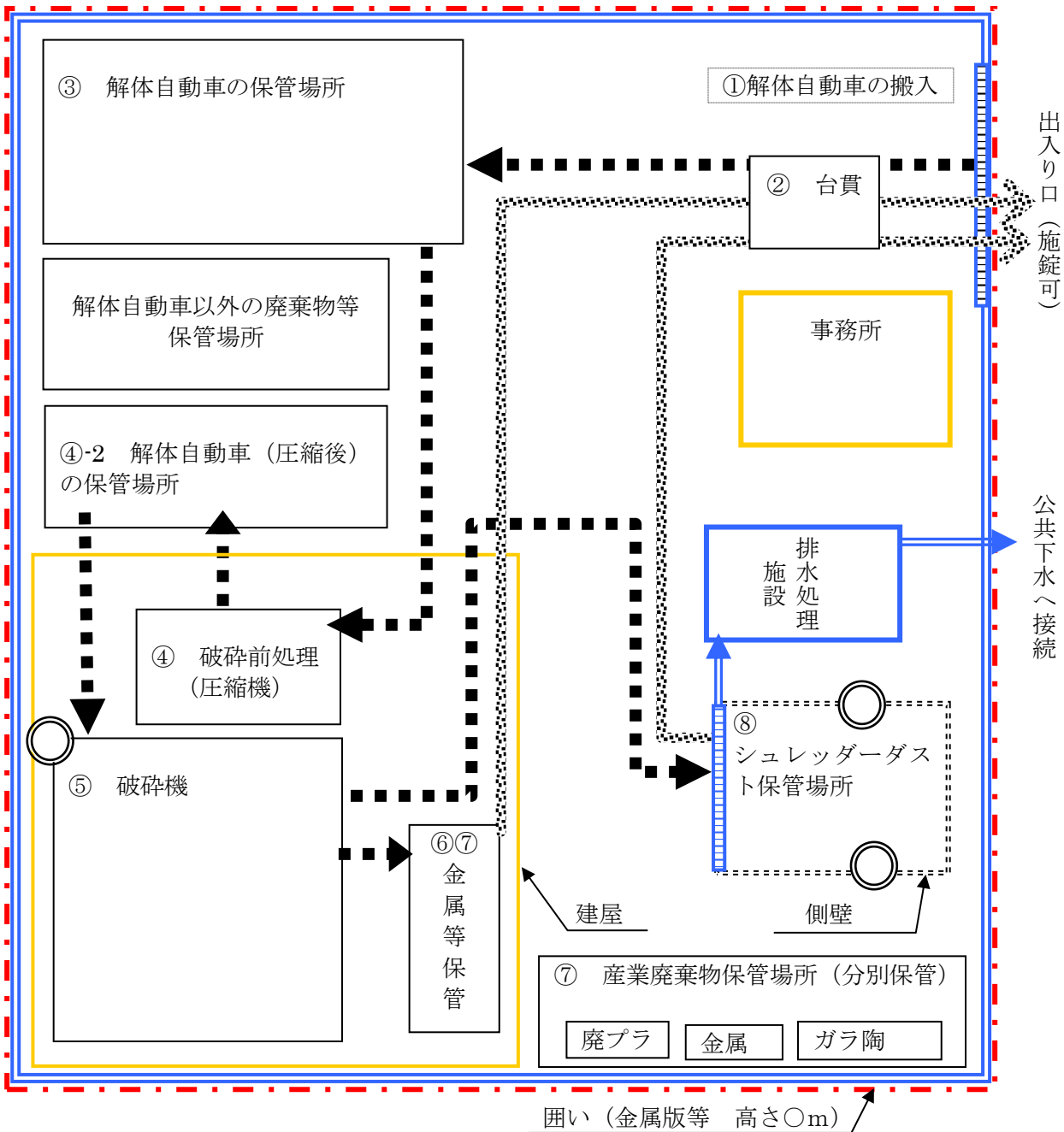
縮尺 1 : 1, 500

■ 処理フロー（破砕業処理の流れ）



■ 施設配置 (事業所内施設配置図)

(例) 同一敷地内で保管場所と破碎を行う場合



■■■■▶ 搬入ルート ▨▨▨▨ 搬出ルート ○ 散水設備

- ※ 敷地範囲、囲いの範囲、建屋・屋根で覆われている範囲を明示してください。
- ※ シュレッダーダストは屋内で保管することが原則ですが、屋外で保管する場合には、そこから流出する雨水を排水処理施設で処理する必要があります（屋根に降った雨水などは排水系統を分けて下さい）。
- ※ 施設周囲の囲いを赤、排水系統を水色、建屋の屋根の周囲を黄色等で着色してください。

■ 公害等の防止に関する説明書

	公害等の発生するおそれのある場所及び作業		対策概要
	場所		
粉じん	破砕施設 シュレッダーダスト保管場所		廃棄物処理法15条許可により対応。
悪臭			
振動	破砕施設		廃棄物処理法15条許可により対応。
騒音	破砕施設		廃棄物処理法15条許可により対応。
地下浸透	シュレッダーダスト保管場所		廃棄物処理法15条許可により対応。

※ 上記では、廃棄物処理法15条許可を取得している施設を例に記載した。同許可を取得していない事業所については、個別に具体的に記載してください。

- 備考：
- ・公害等の発生防止対策を講じている場合、その場所、対策概要等を記載して下さい。
 - ・図面、写真等を添付してください。
 - ・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

標準作業書の記載事項 ※

<p>(1) 解体自動車の保管の方法</p>	<p>保管場所の範囲を明確化にし、保管基準を遵守して保管する。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。</p>
<p>(2) 解体自動車の破砕前処理の方法 (圧縮・せん断を行う場合に記入)</p>	<p>生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕前処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。</p>
<p>(3) 解体自動車の破砕の方法 (破砕を行う場合に記入)</p>	<p>生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する</p>
<p>(4) 排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に記入)</p>	<p>〈油水分離装置による場合〉 点検を〇日に一度行い、清掃を定期的実施し適切に管理する。 〈排水処理施設による場合〉 点検記録簿を作成し、毎日記録する。管理マニュアルに基づいて管理を行う。</p>
<p>(5) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法</p>	<p>保管基準に従い、飛散、流出が起こらないように適切に保管する。ASR 以外の残さ (SR) の混入がないよう区分して保管する。保管場所の床面にひび割れ等がある場合には、地下浸透を防止するため早急に補修する。</p>
<p>(6) 解体自動車の運搬の方法</p>	<p>自社の運搬車両で処分基準に従い運搬する。</p>
<p>(7) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法</p>	<p>ASR 以外の異物の混入及び ASR の飛散・流出しないよう運搬する。</p>
<p>(8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法</p>	<p>定期的に点検を実施し、油漏れ等がないことを確認する。</p>
<p>(9) 火災予防上の措置</p>	<p>燃料を取り扱う場所では火気厳禁とする。消火器を配置する。</p>

※ 標準作業書が既に作成されている場合は、その全文の写しの添付をもってこの書類に替えることができます。

■ 施設の許可基準への対応状況(破砕業) 一覧表

施設の種類の		有無	所在地	用途地域	敷地面積
事業所	破砕施設	有・無	〇〇市 △町 □ー□	準工業地域	4550 m ²
	破砕前処理	有・無			
	保管場所等	有・無			
事業所以外の保管場所等		有・無	別記載		

施設の種類の	施設の有無	設備の要件	設備	仕様	変更の有無	詳細
保管場所 (解体自動車圧縮前)	有	囲い	<input type="checkbox"/> ネットフェンス ■ 鋼板 <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> その他()	高さ 3m 施錠 (可)・不可	変更無	様式一破1
		範囲の明示	<input type="checkbox"/> カラーコーンの設置 ■ ラインの敷設 ■ その他(看板により明示)	保管面積・保管高さ (525 m ² 、4.5m)	変更無	様式一破1
保管場所 (解体自動車圧縮後)	有	囲い	<input type="checkbox"/> ネットフェンス ■ 鋼板 <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> その他()	高さ 3m 施錠 (可)・不可	変更あり	様式一破1
		範囲の明示	<input type="checkbox"/> カラーコーンの設置 ■ ラインの敷設 <input type="checkbox"/> その他(看板により明示)	保管面積・保管高さ (234 m ² 、4m)	変更あり	様式一破1
破砕前処理施設	有 (圧縮・せん断)	飛散、流出、騒音、振動対策	■ 屋根、壁 ■ 床面の鉄筋コンクリート ■ 大型基礎、防振装置(必要に応じ) ■ 防音壁(必要に応じ) ■ その他(作業時間 9時~17時)	建屋：軽量鉄骨構造 屋根：スレート 壁：防音パネル 床：鉄筋コンクリート厚 20cm 大型基礎：鉄筋コンクリート製	変更無	様式一破2
破砕施設	有	廃棄物処理法 15条許可	■ 許可対象 <input type="checkbox"/> 許可対象外:処理能力(t/日)	許可番号、許可日 (〇〇〇、年月日) 処理機の能力 (混合 112t/日)	変更無	様式一破3
		飛散、流出、騒音、振動対策	<input type="checkbox"/> 屋根、壁 <input type="checkbox"/> 床面の鉄筋コンクリート	上記許可にて対応	変更無	様式一破3
保管施設 (自動車破砕残さ)	有	容量	■ 十分な容量を有する施設 (面積: 105 m ² 、保管高さ: 3m)	発生量: 44t/日 搬出頻度: 毎日 保管容量: 44t	変更無	様式一破4①
		床面	■ 鉄筋コンクリート ...	コンクリート厚 20cm 鉄板厚 cm	変更無	様式一破4①
		排水処理施設	<input type="checkbox"/> 排水処理施設(汚水が出る場合) ■ その他(不要:汚水は発生しない)	変更無	様式一破4①
		屋根・覆い等	■ 屋根 <input type="checkbox"/> 覆い (屋根がない場合)	屋根・覆い(スレート)	変更無	様式一破4②

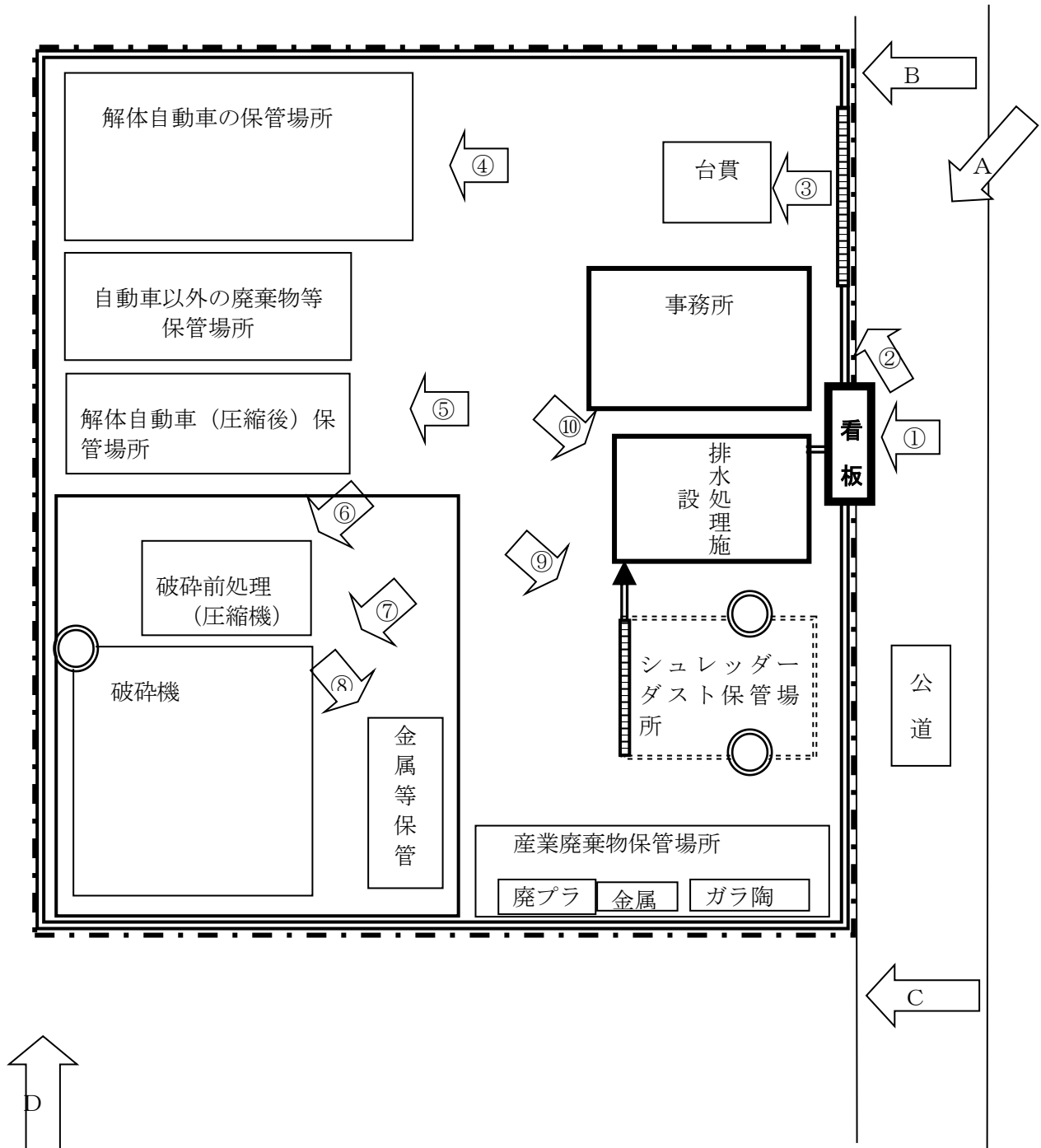
※ 該当する施設が複数ある場合、欄を増やして全ての施設について記入してください。なお、施設が複数の敷地にまたがって複数存在する場合、敷地ごとに事前計画を別個に作成してください。

※ 施設の有無の欄は、該当する施設がある場合に「有」を、ない場合に「無」を記入してください。「有」の場合のみ、該当する様式の書類を作成してください。

※ 変更の有無の欄は、更新許可において前回(5年前)の許可以降に施設に変更がある場合に「変更あり」を、変更がない場合は「変更無」を記入してください。「変更無」の場合、該当する様式の作成を省略することができますが、その場合、変更がないことを確認させていただきます。

※ 対応、仕様の欄は、該当する対応内容に印を付け、仕様を記入してください。

■ 施設の写真撮影箇所



施設配置図に矢印で、写真撮影箇所を示して下さい。

A～D：施設周辺の写真。

A：前面全景、B～C：施設周囲

①～⑩：施設の配置写真

更新許可等の場合で、既に施設が完成している場合は、以下の各施設の写真。①看板（許可標識）、②出入口、③④⑤・・・様式0で「施設の有無」の欄で「あり」とした各設備等（保管場所、作業場、排水施設。）。

記入例

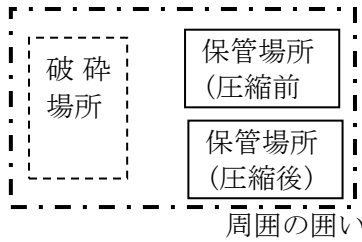
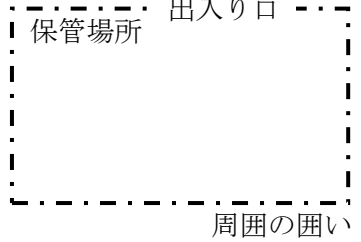
様式一破0③

■ 施設の写真

A (正面全景)

B (周辺)

■ 施設許可基準への対応状況（破砕業）

保管施設（解体自動車）	
<p>許可基準 (規則第62条第1号のイ関係) 〔概要〕</p>	<p>みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること</p>
<p>具体的対策</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">破砕場所と同一敷地内の場合</p>  <p style="text-align: center;">周囲の囲い</p> <p>○場 所 △△市△△町△-△-△（事業所と同一敷地）</p> <p>○囲いの設置 ・共通様式5の配置図のとおり（事業場全体が囲われている場合、更に保管場所に囲いを設ける必要はありません。）。</p> <p>○範囲の明確化 ・保管場所の四隅に目印となるカラーコーンを置き、ラインを引く等して範囲を明確化する。 ・保管場所（圧縮前） 面積、高さ ○○㎡、○○m ・保管場所（圧縮後） 面積、高さ ○○㎡、○○m</p> <p>保管場所は共通様式5（施設配置図のとおり）</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">破砕場所と別の敷地の場合</p>  <p style="text-align: center;">周囲の囲い</p> <p>○場 所 「△△町保管場所」 △△市△△町△-△-△ (周辺の地図も添付)</p> <p>○囲いの設置 ・囲いの高さ○○m 材質○○ ・出入口は施錠できること</p> <p>○範囲の明確化 ・保管場所の四隅に目印となるカラーコーンを置き、ラインを引く等して範囲を明確化する。 ・保管場所（圧縮前） 面積、高さ ○○㎡、○○m ・保管場所（圧縮後） 面積、高さ ○○㎡、○○m</p> </div> </div>
<p>適否（*）</p>	

備考：・図面、写真等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

*：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

■ 施設許可基準への対応状況（破砕業）

破 碎 前 処 理 施 設	
<p>許可基準 (規則第62条第1号のロ関係) 〔概要〕</p>	<p>解体自動車の破砕前処理を行う場合には、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講じられた施設を有すること。</p>
<p>具体的対策</p>	<p>■ 飛散、流出、騒音、振動防止措置</p> <p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 解体自動車の破片等の事業場以外への飛散を防止するため、床面を鉄筋コンクリート舗装し、処理機械を屋内に設置する。 2 騒音防止のため、周辺に防音壁を設ける。 3 振動防止のため、大型基礎を設ける。
<p>適否（*）</p>	

備考：・図面、写真等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

*：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

■ 施設許可基準への対応状況（破砕業）

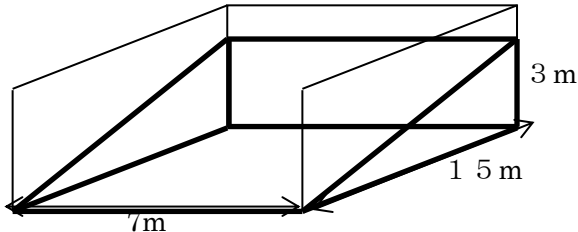
破 碎 施 設	
<p>許可基準 （規則第62条第1号のハ関係） 〔概要〕</p>	<p>解体自動車の破砕を行う場合、次のとおりであること。</p> <p>(1) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法第15条第1項）である場合は、廃棄物処理法の許可を受けている施設であること。</p> <p>(2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法第15条第1項）以外の施設の場合は、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。</p>
<p>具体的対策</p>	<p>(1) 産業廃棄物処理施設（15条施設）の場合 ※ 廃棄物処理法第15条第1項又は同第15条の2の5第1項の許可書のコピーを添付してください。 注) 15条施設とは 廃棄物処理法第15条の施設許可の対象となる施設です。廃プラスチック類を日量5t以上処理する能力がある破砕施設等が該当します。この場合、自動車リサイクル法の破砕業の許可の他に、廃棄物処理法の15条許可を取得する必要があります（プレス機、せん断機は対象外です。）。 新規に15条施設を建設する場合は、この施設許可を取得した後、自動車リサイクル法の破砕業の事前計画書を提出してください。</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設（15条施設）ではない場合 （飛散、流出、騒音、振動防止措置の例） 1 解体自動車の破片等に伴う廃棄物の事業場以外への飛散、流出、騒音等を防止するため、床面をコンクリート舗装し、建屋内に設置している。 2 騒音防止のため、周囲に防音壁を設ける。 3 振動防止のため、破砕施設に防振装置を設ける。 ※ 破砕前処理施設と同様に講じる措置に応じて図示すること。 ※ 建屋の図面も添付してください。</p>
<p>適否（*）</p>	

備考：・図面、写真等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

*：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

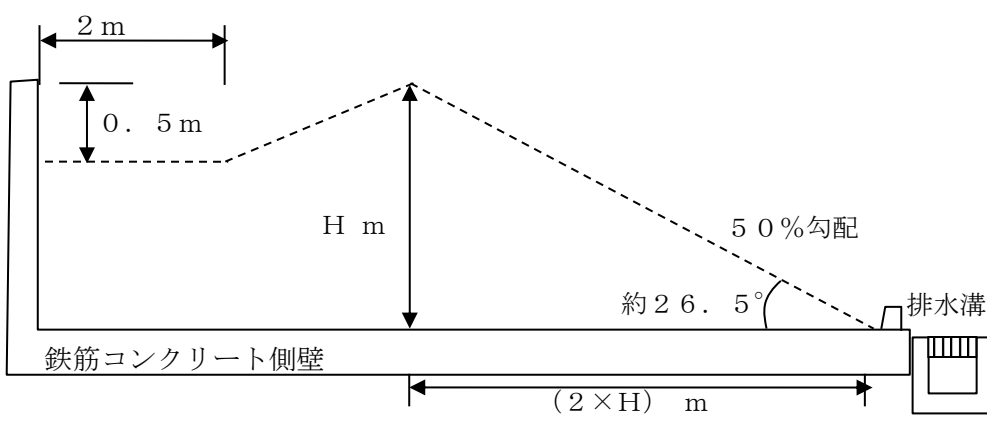
■ 施設許可基準への対応状況（破砕業）

自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管施設（1 / 2）	
<p>許可基準 (規則第62条第1号のニ関係) [概要]</p>	<p>自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを有すること。</p> <p>(1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合、当該汚水による公共の水域、地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝が設けられていること。</p>
<p>具体的対策</p>	<p>■ 十分な容量を有する保管施設 具体的対策・シュレッダーダスト保管容量157 m³ ※ 保管容量の計算式を示すこと。なお、シュレッダーダストの保管は、廃棄物処理法上の産業廃棄物の保管基準（廃棄物処理法施行規則第8条）が適用されます。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>細線は、側壁を示します。寸法は内寸法です。 保管容量：15 × 3 × (1 / 2) × 7 = 157 m³ 比重0.3を想定し、47 t</p> <p>(1) 床面 厚さ〇〇 cm の鉄筋コンクリート舗装</p> <p>(2) 排水処理施設・排水溝（汚水が発生する場合） ① 排水処理施設の能力 カタログのとおり</p> <p>※ カタログがない場合は、同等製品のカタログもしくは処理能力を示す構造図等の設計図書を添付してください。確保すべき水質は下水道の放流基準（排除基準）となります（放流基準等が適用対象外の施設であっても、それに準じた水質とすることが必要です。）。</p>
<p>適否（*）</p>	

備考：・図面、写真等を添付してください。

■ 施設許可基準への対応状況（破砕業）

自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管施設（2 / 2）

<p>許可基準 (規則第62条第1号のニ関係) 〔概要〕</p>	<p>自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを有すること。</p> <p>(3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。</p> <p>(4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。</p>
<p>具体的対策</p>	<p>(3) 屋根、覆い等の設備 屋根の構造 別紙のとおり（平面図、立面図） ※ 横なぐりの雨でもシュレッダーダストに風雨がかからない構造であることが必要です。 ※ やむを得ず屋根・覆いを設置できない場合は、排水処理施設等を設けることで対応することも出来ます。その場合、雨水流出を処理するため、大規模な排水処理施設等が必要になります。</p> <p>(4) 側壁その他の設備 ○ 側壁とは、廃棄物処理法施行規則第8条に規定する「保管する廃棄物の荷重がかかる構造であっても構造耐力上安全である囲い」と同等の壁のことです。 ○ その他の設備とは、構造体力のある自立したコンテナ容器などが考えられます。</p> <p>(例) 側壁側面図（汚水が発生する場合）</p> 
<p>適否（*）</p>	

*：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。